

## クリーニング業法関係法令等

### ○クリーニング業法(昭和25年法律第207号) (抜粋)

#### (定義)

第2条 この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)を営業とすることをいう。

2 この法律で「営業者」とはクリーニング業を営む者(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。)をいう。

3 この法律で「クリーニング師」とは、第6条に規定する免許を受けた者をいう。

4 この法律で「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。

#### (クリーニング師の設置)

第4条 営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならぬ。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

#### (営業者の届出)

第5条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

#### (クリーニング師の免許)

第6条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

(試験)

第7条 クリーニング師の試験は、次の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。

- 一 衛生法規に関する知識
  - 二 公衆衛生に関する知識
  - 三 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 2 都道府県知事は、少くとも毎年一回以上前項の試験を行わなければならない。
- 3 第一項の試験を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者とする。

(登録)

第8条 都道府県に原簿を備え、クリーニング師の免許に関する事項を登録する。

2 この法律に定めるものの外、クリーニング師の免許、試験及び登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(クリーニング師の研修)

第8条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

(業務従事者に対する講習)

第8条の3 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

(罰則)

第15条 次の各号の一に該当する者は、5000円以下の罰金に処する。

- 一 第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○クリーニング業法施行規則(昭和25年7月1日厚生省令第35号) (抜粋)

(クリーニング師の研修)

第10条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に法第8条の2の規定による研修(以下「研修」という。)を受けるものとする。

2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

第10条の3 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分の一を乗じて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、その者に対し法第8条の3の規定による講習(以下「講習」という。)を受けさせるものとする。

2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

3 前二項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

## ○クリーニング所における衛生管理要領について (抜粋)

(昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知)

### 第三 管理

#### 一 クリーニング師の役割

- (一) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (二) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。

#### 二 施設、設備及び器具の管理

- (16) 特に営業者(管理人を含む。以下同じ。)又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。

#### 三 洗濯物の管理及び処理

- (19) 特に営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における洗濯物の処理及び取扱いが衛生上適正に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

#### 四 洗剤及び溶剤等の管理

- (九) 特に営業者又はクリーニング師は、各種の洗剤、有機溶剤等の特性及び適正な使用方法について従業者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にすること。

#### 五 従業者の管理

- (三) 営業者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、洗濯物の適正な処理及び衛生的な取扱い並びに洗剤、有機溶剤等の適正な使用等について常に従業者の教育、指導に努めること。

### 第五 自主管理体制

- 二 営業者は、営業施設ごとに施設、設備及び洗濯物等を衛生的に管理し、洗濯物の

処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他適当な者にこれら衛生管理を行わせること。

三 クリーニング師等は、営業者の指示に従い、責任をもつて衛生管理に努めること。

## ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について

(平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知)

クリーニング業法第八条の二の規定に基づき都道府県知事が指定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定に基づき都道府県知事が指定する業務従事者に対する講習に関する指定基準について、別添のとおり定められたので、研修及び講習の指定に当たっては、特に左記事項に留意の上、事務処理に遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第一 第一型研修及び講習について

##### 1 指定手続きについて

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習(以下「研修等」という。)であって、クリーニング師又は業務従事者が出席して受講するもの(以下「第一型研修等」という。)の指定は原則として年度ごとに行うこととし、指定に当たっては、第一型研修等の主催者から次の事項を記載した研修等指定申請書を、都道府県知事に提出させること。

- (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類及び開催年月日
- (3) 第一型研修等の科目及び時間数
- (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
- (5) 講師の氏名及び略歴
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講料

##### 2 第一型研修等の運営について

研修等の適正な運営を図るため、次の事項について第一型研修等の主催者を指導すること。

###### (1) 受講料

第一型研修等の受講料は、別途定める額を超えない額とすること。

###### (2) 受講者

受講者は、原則として都道府県内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者とすること。なお、受講定員に余裕のある場合には、他の都道府県の受講希望者を受け入れて実施することは差し支えない。

###### (3) 受講者数

一講師当たり同時に第一型研修等を受けることのできる受講者数は、二〇〇人を限度とすること。ただし、開催の日時、会場の関係等でやむを得ない場合はこの限りでない。

###### (4) 開催の時期及び場所

第一型研修等の開催の時期及び場所については、研修等の受講を希望するクリーニング師及び業務従事者の受講の機会を確保するための配慮がなされていること。

(5) 開催の周知及び広報

第一型研修等の開催に当たっては、事前に営業者、クリーニング師、業務従事者等の関係者に十分周知させ、また周知のための広報活動を行うこと。

(6) レポートの提出

第一型研修等を受講後、必要に応じ、受講者よりレポートを提出させ、研修等の成果を確認すること。

(7) 修了証書の交付

第一型研修等の受講を修了した者には、主催者において必ず修了証書を交付するものとすること。なお、レポートの成績の著しく不良な者等については主催者において修了を認めない措置を講ずるものとすること。

(8) 実施状況の報告

第一型研修等が修了したときは、主催者においてその都度速やかに前記1の(1)～(5)の事項のほか次の事項を記載した研修等実施状況報告書を作成し、当該受講者が従事するクリーニング所の所在地の都道府県知事に提出すること。

ア 受講人員

イ 修了証書を交付した受講者の氏名及び住所、当該受講者の勤務するクリーニング所の名称及び所在地

(9) 名簿の保存

所定の名簿に、修了証書を交付した受講者の氏名及び証書番号を記録し、一〇年間保存すること。

## 第二 第二型研修及び講習について

### 1 指定手続きについて

通信制で行う研修等(以下「第二型研修等」という。)の指定は原則として年度ごとに行うこととし、指定に当たっては、第二型研修等の主催者から次の事項を記載した研修等指定申請書を、都道府県知事に提出させるものとすること。

- (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類
- (3) 受講申込手続き及び受付期間
- (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
- (5) 受講対象者
- (6) 受講料

### 2 第二型研修等の運営について

研修等の適正な運営を図るため、次の事項について第二型研修等の主催者を指導

すること。

(1) 受講料

第二型研修等の受講料は、第一、2(1)に基づき定める額を超えない額とすること。

(2) 受講者

受講者は、都道府県内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者であって、へき地離島に居住する者、身体障害者その他都道府県知事が適当と認める者とすること。

(3) 開催の周知及び広報

第二型研修等の開催に当たっては、事前に営業者、クリーニング師、業務従事者等の関係者に十分周知させ、また周知のための広報活動を行うこと。

(4) レポートの提出

第二型研修等を受講後、受講科目ごとに受講者よりレポートを提出させ、研修等の成果を確認すること。

(5) 修了証書の交付

第二型研修等の受講を修了した者には、主催者において必ず修了証書を交付すること。

なお、レポートの成績の著しく不良な者等については主催者において修了を認めない措置を講ずるものとすること。

(6) 実施状況の報告

第二型研修等が終了したときは、主催者においてその都度速やかに前記1の(1)～(4)の事項のほか次の事項を記載した研修等実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出すること。

ア 受講人員

イ 修了証書を交付した受講者の氏名及び住所、当該受講者の勤務するクリーニング所の名称及び所在地

(7) 名簿の保存

所定の名簿に、修了証書を交付した受講者の氏名及び証書番号を記録し、一〇年間保存すること。

### 第三 指定の公示等

都道府県知事は、研修等の指定を行ったときは、研修等の主催者及びその種類、開催年月日、受講料等を告示するほか、各種広報を利用して研修等の開催を広く営業者、クリーニング師、業務従事者等の関係者に周知させるよう努めること。

### 前 文(第一次改正)抄

[前略] 平成四年四月一日から施行する。

[別添]

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習は、受講者が研修又は講習に出席し、研修又は講習の科目を受講する(以下「第一型研修及び講習」という。)、又は、受講者にテキストを送付し、自宅学習の後、研修又は講習の科目ごとに受講者よりレポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認する(以下「第二型研修及び講習」という。)ことにより実施する。

I 第一型研修及び講習の指定基準

- 1 第一型研修及び講習の科目及び時間数は、別表第1に掲げるとおりであること。  
なお、必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認すること。
- 2 別表第2上欄に掲げる科目を担当する講師は、それぞれ同表下欄に掲げる者であること。
- 3 第一型研修及び講習の主催者は、民法第三四条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- 4 運営の方法が適正であること。

II 第二型研修及び講習の指定基準

- 1 第二型研修及び講習の科目は、別表第1左欄に掲げるとおりであること。
- 2 使用するテキスト及び提出させるレポートの課題は、効果的な研修又は講習の実施に適当なものであること。
- 3 第二型研修及び講習の主催者は、民法第三四条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- 4 運営の方法が適正であること。

別表第1

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説 2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要 4 クリーニング業と公衆衛生	一時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し 2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	一時間以上

<b>洗たく物の処理</b>	<b>一時間以上</b>
1 ドライクリーニング	
2 ランドリー	
3 特殊クリーニング	
4 溶剤と洗剤	
5 洗たく物の消毒	
<b>繊維及び繊維製品</b>	<b>一時間以上</b>
1 繊維の種類	
2 繊維の鑑別	
3 繊維製品の製法	

別表第2

科目	講師
衛生法規及び公衆衛生	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又は衛生行政三年以上の経験を有する者
洗たく物の受取、保管及び引渡し 洗たく物の処理	これら科目に関して高度の知識及び技術を有する者
繊維及び繊維製品	

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について

(平成4年3月19日衛指第43号厚生省生活衛生局指導課長通知)

標記については、平成4年3月19日衛指第42号をもって生活衛生局長より通知されたところであるが、同通知によるほか、左記に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 第一型研修・講習の実施について

- (1) 今回、必要に応じ、研修・講習の受講後にレポートを提出させることとされたが、時間数が六時間未満として指定される研修・講習の実施にあたっては、レポート提出を必須とされたいこと。
- (2) 全国環境衛生営業指導センターの開催する研修・講習で、受講対象者が専ら企業等の職域に属する者に対するものであっても、指定基準に適合するものであれば指定して差し支えないこと。

ただし、この場合にあっては、衛生法規及び公衆衛生を担当する講師は衛生行政経験三年以上の者とすること。

2 第二型研修・講習の実施について

- (1) 受講対象者の範囲は、受講促進の観点から都道府県の実態を考慮して広く定めて差し支えないこと。  
また、実施にあたり、対象者を十分把握されたいこと。
- (2) 指定にあたっては、その効率的な実施のため、営業者の繁忙期等を考慮し、年二回程度開催することが好ましいこと。  
なお、平成四年度については、この限りでないこと。

(例)第一回 受付締切七月末 レポート提出締切九月末

第二回 受付締切一二月末 レポート提出締切翌年二月末

## ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習について

(平成9年12月24日衛指第217号厚生省生活衛生局指導課長通知)

標記については、平成4年3月19日衛指第42号(厚生省生活衛生局長通知)及び平成4年3月19日衛指第43号(厚生省生活衛生局指導課長通知)により取り扱われているところであるが、今般、この研修・講習のうち一定の要件を満たすものにあっては、下記のとおりとすることとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、この取り扱いについては平成10年度の研修・講習から適用するものとする。

また、クリーニング師等に対する研修・講習の受講促進については、従来より貴職をはじめ管下保健所の御配意を頂いているところであるが、今後も引き続き特段の協力方よろしくおねがいする。

### 記

#### 1 第一型研修及び講習の実施について

(1) 研修・講習を前回受講より3年以内に受講する者については、当該受講者の申請により研修・講習の総時間数をその3分の1を超えない範囲で省略できることとする。

なお、各科目の時間数にあっては、その2分の1を超えない範囲で省略できることとする。

(2) 研修・講習の主催者は、(1)の受講者が受講申請をする際、前回の研修・講習の修了証書の写しを添付させる等により、要件に該当する旨の確認を行うこととする。

(3) 初回受講者及び前回受講から3年を経過した者の研修・講習については、従前どおりの取り扱いとする。

(4) 研修・講習の時間数について、(1)を適用する場合にあっては、研修・講習の主催者は受講者の業務の特質、社会環境等を踏まえ、研修・講習の内容に関して重点的な事項、項目を設定し、効果的な研修・講習を行うこととする。

#### 2 第二型研修及び講習の実施について

(1) 研修・講習を前回受講より3年以内に受講する者については、当該受講者の申請により研修・講習の内容を1の(1)の対象者と同様とすることができるとする。

なお、当該受講者に提出させるレポートの課題は1の(4)に準じたものに設定することとする。

(2) (1)の受講者の確認については、1の(2)と同様の取り扱いとする。

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について

(平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習については、平成元年3月27日付け衛指第46号厚生省生活衛生局長通知「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」により取り扱われているところですが、実施に当たっては、下記について御了知願うとともに、関係機関等に対する周知、指導方よろしくお願いします。

なお、平成元年11月15日付け衛指第184号及び平成5年3月30日付け衛指第55号厚生省生活衛生局指導課長通知は廃止します。

記

1 受講料の上限額

平成元年3月27日付け衛指第46号厚生省生活衛生局長通知「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」の記の第1の2の(1)により別途定める額は次のとおりとする。

(1) クリーニング師の研修	5,000円
(略)	
(3) 業務従事者に対する講習	4,500円

2 協力体制

研修及び講習の適切な実施を図るために行政機関の協力を得ることが是非とも必要である。このため、貴職におかれましては、研修及び講習を実施する主催者(以下「研修主催者」という。)が研修及び講習の開催を都道府県公報紙等に掲載することに便宜を図る等の措置を講じていただくとともに、保健所等からの、クリーニング師の氏名及び業務従事者数に係る資料の提供、研修及び講習の開催案内における保健所長及び研修主催者との連名記載等につき御協力願います。

(以下 略)

